

## PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の取組について

### 1 平成 30 年 8 月豊田市 PCB 処理安全監視委員会における指摘事項とその対応について

#### (1) 掘り起こし調査について

掘り起こし調査については、4 県 7 市それぞれにおいて確実に進捗管理していくことを再度確認しました。

#### (2) 処理見込みについて

前回の安全監視委員会では、東海地区 PCB 廃棄物処理計画について、JESCO の登録状況と PCB 特措法や電事法の届出内容との突合作業が進まず、報告ができませんでした。今回、別添のとおり資料を作成しましたので、ご報告いたします。

### 2 平成 30 年 8 月豊田市 PCB 処理安全監視委員会以降の広域協議会の取組について

#### (1) 夜間休日の緊急時連絡訓練の実施

夜間休日の緊急時連絡体制の見直しを検討するため、緊急時連絡訓練を実施しました。

実施日：平成 30 年 10 月 11 日(木) 18 時

実施機関：東海地区 4 県 7 市(広域協議会構成県市)、JESCO

#### (2) 平成 30 年度第 2 回広域協議会の開催

次のとおり、平成 30 年度第 2 回 PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会をしました。概要は別紙のとおりです。

日時：平成 31 年 2 月 4 日(月) 午後 3 時 15 分から午後 5 時まで

場所：愛知県自治センター

議事：(1) PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について

(2) 豊田市 PCB 処理安全監視委員会への報告について

(3) PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の決算及び予算について

## 平成 30 年度第 2 回広域協議会議事録（概要）

- 1 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について
  - J E S C O から PCB の処理実績について報告があった。
    - 概ね順調に進んでおり、特段の質疑はなかった。  
なお、J E S C O 北九州における処理について、各縣市ごとの処分済み量、年度ごとの処分見込み量を示すよう、縣市から J E S C O に要請した。
  - J E S C O の登録状況と PCB 特措法や電事法の届出内容との突合、各縣市の掘り起こし調査進捗状況を踏まえた東海地区 PCB 廃棄物処理計画が示された。
    - 特段の質疑はなく、計画は承認された。
- 2 豊田市 PCB 処理安全監視委員会への報告について
  - 各縣市の掘り起こし調査について、確実に進捗管理していくことを再確認した。また、東海地区 PCB 廃棄物処理計画について委員会で説明する旨を確認した。
    - 特段の意見はなかった。
- 3 PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の決算及び予算について
  - 夜間休日の緊急時連絡訓練の実施及び J E S C O 豊田 PCB 処理事業所周辺環境モニタリング調査について報告した。
    - 訓練及びモニタリング調査結果に問題はなく、特段の意見はなかった。
  - 本広域協議会の平成 30 年度事業決算見込み及び平成 31 年度予算について協議した。
    - J E S C O と縣市だけでなく、使用中の電気機器の所管である経済産業省等の関係機関との連携を深めることを平成 31 年度事業計画に加えることを確認した。

○東海地区PCB廃棄物処理計画【特措法届出・未登録、電事法届出・未登録、掘起見込量含む】

平成30年9月30日現在

区分	平成30年度当初の未搬入量					処理計画(※8)					
	未搬入量(残存量)の内訳					H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	
	平成30年度当初のJESCO登録未搬入量(※1)	特措法届出・未登録(※2)	電事法届出・未登録(※3)	掘起見込量(※4)							
変圧器類	350	270	49	0	31	97	144	90	19	—	
コンデンサー類	13,396	12,608	466	136	186	6,712	4,395	1,534	755(※9)	—	
PCB油類	本	857	456	401(※5)	—	—(※7)	280	229(※10)	196(※10)	152(※10)	—
	kg	1,993.1	—	1993.1(※5)	—	—(※7)	0	664	664	665.1	—
保管容器	1,586	1,586	—(※6)	—	—(※7)	540	439	586(※11)	21(※12)	—	

【留意事項】

※1 JESCO登録未搬入量は、H30年4月1日現在、JESCOに登録があるが、未搬入の量を記載。【搬入ベース】

※2 特措法で届出されているが、JESCO未登録の量を記載。(平成29年3月末データ)

※3 電事法で届出されているが、JESCO未登録の量を記載。(平成29年6月末届出)

※4 各自自治体で掘り起こし調査の実績等から処理年度ごとに算出。

※5 各自自治体でJESCO登録情報と届出情報を突合し、JESCO登録がない数量を算出。

※6 容器のみの保管事例が少なく、届出情報から保管容器の抽出が困難なため計上なし。

※7 北九州地域の集計が無く、掘り起こし調査で発見されることが稀であるため計上なし。

※8 JESCO登録済みの未搬入廃棄物は、JESCOが把握している年度ごとの搬入予定量を計上し、JESCO登録が未だの廃棄物は、各自自治体で処理年度ごとに配分。

※9 JESCO登録事業場のうち交渉困難事業場のため、処理時期が未定のコンデンサ289台は平成33年度に配分。

※10 大型金属容器7基に収納の処理困難PCB油について平成31年度:2基、平成32年度:3基、平成33年度:2基に配分。

※11 処理困難物である泥状物が付着したスクラップ状ドラム缶547缶について平成32年度に配分。

※12 JESCO登録事業場のうち交渉困難事業場のため、処理時期が未定の保管容器6箱について平成33年度に配分。